

第19回さいたま市環境影響評価技術審議会

次 第

日 時 平成26年2月5日(水)
午後2時～午後4時
会 場 ホテルブリランテ武蔵野
2階 サファイア

1 開 会

2 あいさつ

3 出席者紹介

4 議 事

(1) 事業概要及び調査計画書説明

(2) 委員会意見報告

(3) 審 議

(4) その他

5 閉 会

さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿（第6期）

	氏名	職名	専門分野	担当項目
1	いなば みちこ 稲葉 道子	一般社団法人埼玉県環境検査研究 協会 専務理事	廃棄物の処理	廃棄物等
2	いわさき ひさお 岩崎 久雄	芝浦工業大学 教授	電波工学	電波障害
3	おおくぼ かずあき 大窪 和明	埼玉大学大学院 理工学研究科 助教	交通計画、物流計画	地域交通、コミュニ ティ
4	おおつか そういち 大塚 壮一	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	大気、物質循環	大気質
5	かねこ やすこ 金子 康子	埼玉大学教育学部 教授	植物細胞生物学	植物、自然とのふれ あいの場
6	かねこ りつこ 金子 律子	東洋大学生命科学部 教授	神経生物学	動物
7	かわい まき 川合 真紀	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	環境植物生理学	植物
8	くぼた よういち 窪田 陽一	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授	環境計画	景観、温室効果ガス 等
9	こはた くにお 木幡 邦男	埼玉県環境科学国際センター 研究所長	水環境	水質、水象
10	ささき ゆうこ 佐々木 裕子	国立環境研究所 環境健康研究セ ンター 客員研究員	環境化学	悪臭、土壌、有害化 学物質
11	ちば ももこ 千葉 百子	順天堂大学医学部 客員教授	公衆衛生（環境保健）	大気質、水質、有害 化学物質
12	ながさわ あきら 永澤 明	埼玉大学 名誉教授	化学（無機化学、錯体化 学、生物無機化学）	水質、安全
13	ふじの たけし 藤野 毅	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	環境工学（都市熱環境、 河川水質）	水質、水象
14	みうら まさお 三浦 昌生	芝浦工業大学 教授	都市環境工学	騒音、日照障害、風 害
15	やました みつやす 山下 充康	一般財団法人小林理学研究所 理事長	音響物理学	騒音、振動
16	わたなべ あいこ 渡辺 愛子	日本女子大学 学術研究員	行動生物学、動物生理学	動物

※ 名簿は、五十音順

第19回 さいたま市環境影響評価技術審議会 出席者名簿

日 時 平成26年2月5日(水)
午後2時～午後4時
会 場 ホテルブリランテ武蔵野
2階 サファイア

1 さいたま市環境影響評価技術審議会委員

永澤 明	会 長	岩崎 久雄	委 員
大窪 和明	委 員	大塚 壮一	委 員
金子 律子	委 員	窪田 陽一	委 員
木幡 邦男	委 員	佐々木裕子	委 員
藤野 毅	委 員	山下 充康	委 員
渡辺 愛子	委 員		

2 事業者（さいたま市環境施設課）

【さいたま市施設部】

次 長 石川 歳行

【さいたま市環境施設課】

課 長	堀内 二郎	係 長	伊藤 透
主 査	相原 洋	主 任	山本 直子
技 師	古里 望		

3 委託会社

【エイト日本技術開発(株)】

アイトジャパン 大谷 正太 主 査 根本 勝

4 事務局（さいたま市環境局環境共生部環境対策課）

環境局長	矢作 浩良	環境対策課長	新井 仁
課長補佐	金井 直樹	主 任	田中 孝幸
主 任	新岡 真砂代		

対象事業の概要及び環境影響評価手続状況

平成26年2月5日

対象事業の名称	さいたま市新サーマルエネルギーセンター整備事業	
根拠法令	さいたま市環境影響評価条例(平成15年条例第32号)	
都市計画特例の適用	あり	
事業者の名称、代表者の氏名・主たる事務所の所在地	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市長 清水勇人(環境局施設部環境施設課)	
対象事業の種類	廃棄物処理施設の建設	
事業実施区域	さいたま市見沼区膝子626-1	
事業規模	敷地面積 約46,000m ² 処理能力 約400トン/日	
関係地域	事業実施区域から3kmの範囲 (見沼区、岩槻区、緑区の一部)	
手 続 状 況	調査計画書受理	平成25年11月15日
	関係地域決定	〃 11月22日
	調査計画書縦覧	〃 11月25日～12月25日
	意見書提出期間	〃 11月25日～平成26年1月8日
	第1回委員会	〃 12月25日
	意見書概要報告	平成26年 1月10日(意見提出数 0通)
	技術審議会	平成26年 2月 5日
	市長意見	〃 3月10日まで (意見書概要報告を受けた日から2月以内)
備考	・調査計画書に関する委員会は第1回で終結	

第19回

さいたま市環境影響評価技術審議会

平成26年2月5日（水）

さいたま市環境対策課

午後2時00分 開会

○新井課長 大変お待たせいたしました。それでは、お時間となりましたので、ただいまから第19回さいたま市環境影響評価技術審議会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日司会を務めさせていただきますさいたま市環境対策課長の新井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、環境局長の矢作からご挨拶を申し上げます。

○矢作局長 皆様、改めましてこんにちは。環境局長の矢作でございます。

本日、ご挨拶に入る前に、事務局の不手際等ございまして、委員さんの議席等の準備がおくれまして申しわけございませんでした。おわび申し上げます。

第19回さいたま市環境影響評価技術審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また、格別にきょうは風も出てまいりまして、お寒い中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。また、日ごろから本市の市政全般、とりわけ我々が担っております環境行政につきましては格別のご支援、ご協力を賜っておりますことを重ねてお礼を申し上げます。

さて、本日ご審議をいただきますさいたま市新サーマルエネルギーセンター整備事業は、まさに我々環境局が担っている部分でございまして、本市が平成24年3月に策定した第3次一般廃棄物処理基本計画において実施されるものでございます。

本市の廃棄物処理施設につきましては、現在、焼却施設が市内に5施設ございますが、さいたま市は、最終的には4市が合併してできた市でございますので、合併前のそれぞれの旧市において整備されたものでございまして、それぞれの施設は老朽化が進んでおりますことから、この際ごみ処理施設の再編成を進め、新たに効率性や経済性にすぐれた施設体制の構築を行う必要があるため、整備を進めようとするものでございます。

また、本日議題のこの事業の環境影響評価調査計画書の中で、環境の保全上特に重要となる環境影響評価項目につきましては、去る平成25年12月25日に実施した委員会において、大塚委員長初め5名の委員の皆様にご審議をいただいているところでございます。この後、大塚委員長から委員会での審議の結果をご報告いただけることとなっておりますが、本日、皆様には、委員会で審議されました項目以外の部分につきましてもご審議をお願いしたいと存じます。

本日は限られた時間でございますが、ご専門のそれぞれの分野はもとより、皆様の幅広い観点から忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○新井課長 それでは、本日ご出席をいただいておりますさいたま市環境影響評価技術審議会委員の皆様をご紹介します。

会長の埼玉大学名誉教授、永澤明様です。

芝浦工業大学教授、岩崎久雄様です。

埼玉大学大学院助教、大窪和明様です。

埼玉大学大学院准教授、大塚壮一様です。

東洋大学生命科学部教授、金子律子様です。

埼玉大学大学院教授、窪田陽一様です。

埼玉県環境科学国際センター研究所長、木幡邦男様です。

国立環境研究所環境健康研究センター客員研究員、佐々木裕子様です。

埼玉大学大学院准教授、藤野毅様です。

一般財団法人小林理学研究所理事長、山下充康様です。

日本女子大学学術研究員、渡辺愛子様です。

なお、都合によりまして、稲葉道子様、金子康子様、川合真紀様、千葉百子様、三浦昌生様、5名の方がご欠席となっております。

続きまして、本日ご審議いただきますさいたま市新サーマルエネルギーセンター整備事業の事業者及び関係者をご紹介します。

さいたま市環境局施設部、石川次長です。

○石川次長 よろしく申し上げます。

○新井課長 さいたま市環境局施設部環境施設課、堀内課長です。

○堀内課長 堀内です。よろしく申し上げます。

○新井課長 同じく伊藤係長です。

○伊藤係長 伊藤でございます。よろしく申し上げます。

○新井課長 同じく相原主査です。

○相原主査 よろしく申し上げます。

○新井課長 山本主任です。

○山本主任 よろしく申し上げます。

○新井課長 古里技師です。

○古里技師 よろしく申し上げます。

○新井課長 また、本事業の環境影響評価業務を請け負っておりますコンサルタント会社の株式会社エイト日本技術開発の担当者も出席しております。

最後に、事務局は、さいたま市環境局環境共生部環境対策課です。

出席者につきましては出席者名簿をもちましてかえさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

なお、局長におかれましては、この後所用がございまして退席させていただきますので、あらかじめおわび申し上げます。

それでは、本日お配りいたしました資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第がございまして。

次第の下に本日の配付資料の一覧を記載させていただいております。

まず、さいたま市新サーマルエネルギーセンター整備事業環境影響評価調査計画書、こちらは本編と概要版の2冊となります。ブルーの冊子となります。

資料の1としまして、出席者名簿及び座席図、これは両面印刷となっております。

資料ナンバーについては右上に書いてあります。

資料2につきましては、事業概要及び環境影響評価の現状状況となります。

資料3としまして、さいたま市環境影響評価技術審議会委員会の報告書となります。

資料4、さいたま市環境影響評価技術審議会委員会意見についての事業者の考え方を添付させていただきます。

資料5として、新サーマルエネルギーセンター整備事業概要となります。

資料6、第3次さいたま市一般廃棄物処理基本計画概要版となります。

資料7としまして、新サーマルエネルギーセンター整備事業環境影響評価調査計画書についてということで、資料7を添付させていただきます。

そのほか、さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿、それとさいたま市新サーマルエネルギーセンター整備事業委員会委員名簿、こちらも両面印刷になりますが、配付させていただきます。

過不足のほうはございませんでしょうか。

なお、申しわけございませんが、一部資料の訂正をお願いしたいと思います。

資料1をお願いします。

資料1の出席者名簿ですが、1、さいたま市環境影響評価技術審議会委員、この委員さんの名称の中で、稲葉道子様が欠席となっております。

また、埼玉大学大学院教授の窪田陽一様と、埼玉県環境科学国際センター研究所長の木幡邦男様の2名が出席されております。よろしくお願いたします。

なお、資料1につきましては、また追って差し替えたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、さいたま市環境影響評価技術審議会規則第3条第1項の規定によりまして、議長となります永澤会長に議事の進行をお願いしたいと思います。永澤会長、よろしくお願いたします。

○永澤会長 それでは、ここから私が進行させていただきます。

まず、議事に先立ちまして、本日の会議の出席者数について、再確認いたします。

事務局から報告をお願いいたします。

○金井課長補佐 本日の審議会は、委員総数16名のうち過半数を超えます11名のご出席をいただいておりますので、審議会規則第3条の規定により、本審議会は成立していることをご報告申し上げます。

○永澤会長 ありがとうございます。それでは、これから議事に入りますけれども、傍聴の希望者は来ていらっしゃいますでしょうか。

○金井課長補佐 本日の審議会には傍聴希望者は来ておりません。

○永澤会長 ありがとうございます。

それでは、先へ進めたいと思います。

まず、さいたま市新サーマルエネルギーセンター整備事業の環境影響評価調査計画書について、事務局からご説明ください。お願いたします。

○金井課長補佐 それでは、まず事務局から、本日ご審議いただきます環境影響評価手続等についてご説明いたします。

恐れ入りますが、お手元にごございます資料2をごらんいただけますでしょうか。

対象事業の名称は、さいたま市新サーマルエネルギーセンター整備事業でございます。

根拠法令としましては、さいたま市環境影響評価条例に基づく手続になります。

事業者の名称につきましては、本事業は都市計画決定権者でございますさいたま市となっております。なお、この事業は都市計画に係る対象事業となっておりますので、市の環境影響評価条例の規定に基づく都市計画特例が適用になり、都市計画決定権者が手続を行うこととなっ

ております。

それから、対象事業の種類は、廃棄物処理施設の建設でございます。

対象実施区域がさいたま市見沼区膝子626の1で、こちらは条例で定めますB地域に当たる区域になっております。

次に、事業規模ですが、対象事業実施区域の敷地面積は約4万6,000平方メートルございます。処理能力につきましては、日平均約400トンで、対象事業となる処理能力の日平均20トンを超えることから対象事業に該当し、環境影響評価手続を行うものでございます。

関係地域は、条例施行規則第4条に基づきまして、事業実施区域から3キロメートルの範囲で、本市の見沼区、岩槻区、緑区のそれぞれ一部が含まれます。

次に、これまでの手続状況についてでございますが、まず、平成25年11月15日に調査計画書を受理し、同年11月22日に関係地域を決定しております。調査計画書の公告縦覧につきましては、平成25年11月25日から12月25日まで行いまして、意見書の提出期間につきましては縦覧期間にプラス2週間となっておりますので、平成25年11月25日から平成26年1月8日まで行っております。なお、意見書につきましては、今回提出されたものは特にごさいませんでした。また、本事業に係ります第1回環境影響評価技術審議会委員会につきましては、平成25年12月25日に開催しております。

それでは、事業計画と調査計画書の内容につきましては、事業者でございますさいたま市環境局施設部環境施設課よりご説明をいたします。

それでは、お願いいたします。

○堀内課長 環境施設課の堀内でございます。これからご説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

資料につきましては、資料5、A3判、新サーマルエネルギーセンター整備事業概要でございます。あわせて、資料6のパンフレット形式の第3次さいたま市一般廃棄物処理基本計画概要版を使ってご説明をさせていただければと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、事業名称等何回か繰り返しになって申しわけございませんが、さいたま市新サーマルエネルギーセンター整備事業でございます。

具体的には、高効率ごみ発電施設、従前のごみ焼却施設とマテリアルリサイクル推進施設、これも従前のリサイクルセンター、それに加えて余熱体験施設としまして、お風呂や健康増進のための施設等の整備を考えているものでございます。

なお、この新サーマルエネルギーセンターという名称につきましては、これまでの焼却施設

よりも積極的に熱エネルギーを発電や冷暖房に有効活用する施設とすべく、本市が独自に定めた名称でございます。

事業の目的といたしましては、市域から発生する廃棄物の安定処理を目指し、老朽化が進んでいる廃棄物処理施設の再編を進め、効率性、経済性にすぐれた施設体制を目指すとともに、焼却時に発生するエネルギーの有効活用、最終処分量の低減を目的としております。

資料5でご説明をさせていただきます。

1、廃棄物処理施設配置計画、市内の焼却施設の整備計画をごらんください。

市内の焼却施設の整備計画としましては、現行の3ブロック5施設体制から、本事業整備完了時の4ブロック3施設体制へと移行する過程をお示しさせていただいております。焼却施設の合計能力といたしましては、ごみ減量施策を進めることで、現行の1日当たり1,480トンから1日当たり1,230トンに縮小することとしております。

事業の実施背景につきましては、2、新サーマルエネルギーセンターの整備方針のところでご説明をさせていただきます。

続きまして、計画用地の状況ですが、先ほどもございましたように、現在の東部環境センターの敷地に購入予定の隣接民有地4,700平米を加えた約4万6,000平米が計画用地でございます。現在の配置計画としましては、南側に新サーマルエネルギーセンターとして高効率ごみ発電所を配置いたしまして、敷地中央東側にマテリアルリサイクル施設と余熱体験施設を配置することとしております。

続きまして、2、新サーマルエネルギーセンターの整備方針ですが、こちらにつきましては、資料6、パンフレットを用いてご説明させていただければと思います。

それでは、恐れ入りますが、パンフレットをお開きください。

現行の目標値と達成状況、2、政令市間でのごみの排出量の比較をお示しさせていただいております。

本市の状況といたしましては、平成22年度におけるごみ減量目標はおおむね達成することができておまして、平成21年度における排出量は、政令市の中で6番目に少なくなっております。

3に処理施設の配置を示しておりますが、ごみ焼却施設は現在市内に5カ所あり、そのうち2カ所は老朽化が著しく、有効な熱回収施設を有していないことから、代替施設として平成27年の供用開始を目指し、現在新クリーンセンターの整備を進めております。この新クリーンセンターが整備されることで、市内4施設体制が確立されますが、市域から日々発生する廃棄物

を安定的に処理するためには引き続き施設整備が必要と考えておりました、今回の事業を計画したものです。

4、本市のごみ焼却に関する主な課題ですが、本市が抱えている課題としましては、1、地理的事情による最終処分場の確保が困難であること、2、合併前に建設した処理施設の老朽化が進んでいること、3、年々ごみが減っていても処理費が減らないことを挙げております。これらを解決する1つの手法として、ごみ焼却施設である環境センターの統廃合計画を計画したもので、本事業につきましては、これら背景をもとに計画を進めることとしております。

恐れ入ります、A3判資料5をお願いいたします。

続きまして、3、対象事業の概要ですが、新サーマルエネルギーセンターの概要は、高効率ごみ発電施設、処理方式は全連続式で焼却・熔融をするもので、現時点ではストーカー方式、ストーカープラス灰熔融方式、ガス化熔融方式から選定することとしております。処理能力は1日当たり約400トン、廃棄物発電といたしまして約1万キロワットを目指しております。

余熱体験施設として温浴施設、健康浴施設等を考えております。

マテリアルリサイクル推進施設は、破碎選別で1日当たり約57トン、資源選別処理施設で瓶の選別で1日5時間当たり約19トン、缶の選別で1日5時間当たり約8トンを計画しております。

続きまして、解体対象施設でございますが、ごみ焼却施設、ストーカー式全連続焼却炉100トン炉3基で300トン、粗大ごみ処理施設1日5時間当たり75トン、資源化選別施設1日当たり46.5トンとなっております。

以上で事業計画の概要の説明を終わりにさせていただきます。

引き続きまして、環境影響評価調査計画書についてご説明をさせていただきます。

資料は7番、新サーマルエネルギーセンター整備事業環境影響評価調査計画書についてでございます。

それでは、説明に入らせていただきます。

調査計画書の構成といたしましては、第1章、都市計画決定権者の名称から、第5章、環境の安全についての配慮事項まで構成しております。

各章の内容ですが、都市計画決定権者は、さいたま市長、清水勇人でございます。担当課は環境施設課で、都市計画課と連携をしながら事業を進めることとしております。なお、調査計画書の掲載ページを囲み文字で示しておりますので、必要に応じて調査計画書とあわせてご確認をいただければと思います。

続きまして、対象事業の目的及び概要についてご説明します。

この項目につきましては、先ほどご説明した事業概要と重複いたしますので、簡単な説明とさせていただきます。調査計画書では12、13ページで、航空写真、図面が確認できるようになってございます。

対象事業の規模、対象事業の実施期間につきましてご説明いたします。調査計画書では、15ページになります。

事業規模ですが、敷地面積約4万6,000平米、処理方式はストーカーかストーカープラス灰溶融方式かガス化溶融炉のいずれかでございます。これは調査計画書16ページの対象事業の整備方法にお示しをさせていただいておりますが、本事業の整備は、公設公営方式または公共と民間が共同して公共サービスを効率的かつ効果的に提供する事業化手法、いわゆるPPP方式を想定しておりまして、現在PFI導入可能性調査等を実施して、その事業化手法を検討しているところでございます。

そのようなことから、計画施設のうち、高効率ごみ発電施設の処理方式は現時点では確定しておらず、今後ストーカー焼却、ストーカー焼却プラス灰溶融方式、あるいはガス化溶融炉方式のいずれかから選定することとしております。この調査計画書では、異なる処理方式を勘案した上で最も環境負荷の大きい条件で予測及び評価を実施することで、適切に対応することとしております。

次に、事業工程をご説明いたします。

工事着手予定年度は平成29年度でございます。施設の使用開始予定は平成33年度当初としております。対象事業の実施期間としましては、今回の事業では既存焼却施設を稼働しながらの工事を計画しておりまして、平成29年度から継続的に実施設計を行い、あわせて既存施設の一部を先行解体することとしております。

平成30年度から本体の建設工事に着手し、おおむね3年間の平成32年度末までに工事を終わらせることにしております。その後2年間で既存施設を解体し、平成34年度末に全ての工事を終えることとしております。現時点での配置計画は21ページでご確認ができます。

続きまして、公害防止計画ですが、調査計画書では、22ページから31ページになります。

煙突から排出される大気汚染物質について、法令等に定められた規制値より厳しい自主規制値を定めることとしております。

施設から公共用水域へ放流する排水や施設の稼働に伴い発生する騒音、振動、臭気等につきましては、法令等により定められた規制値を遵守することといたします。

排ガスに関する自主規制値を表にまとめてございます。一例といたしまして、ダイオキシン類に関しましては、0.01ナノグラムと規制値の10分の1を目指すこととしております。なお、現時点で排ガス量最大6万6,000ノルマル立米と推計しております。

また、煙突の高さは59メートルで計画することとしております。

給排水計画につきましては、調査計画書の32ページに排水ルート、33ページに記載しております。敷地北側より排水し、東側に位置する綾瀬川に放流することとしております。

排水処理設備といたしましては、プラント設備では高度処理、雨水排水では雨水貯留槽を用い、流量調整を行うこととしております。

関係車両の走行ルートは35ページでご確認いただけます。主な搬入ルートは、現行の西側ルートに加え、東側の岩槻区方面からのルートとなります。

続きまして、第3章、調査項目についてご説明をいたします。

初めに、環境影響要因の把握ですが、調査計画書では39ページになります。

本事業では、イ、現行の東部環境センターの稼働中に一部の施設の解体撤去及び新サーマルエネルギーセンターの建設がございまして、ロといたしまして、新サーマルエネルギーセンターの稼働中に東部環境センターの解体撤去を行う期間、ハといたしまして、新サーマルエネルギーセンターの稼働のみという期間としております。この3段階とし、環境影響を及ぼす時期について、イとロを工事中といたしまして、要因といたしましては工事、ハを供用開始及び存在・供用としております。

なお、この環境影響要因のまとめ方につきましては、昨年12月25日に実施していただいた第1回委員会において、わかりやすく整理することとのご意見をいただいておりますので、改めてわかりやすく整理をさせていただきよう、現在作業を進めているところでございます。

続きまして、選定した環境影響評価項目ですが、調査計画書39ページから47ページになります。設定した項目は一覧表のとおりとなっております。項目は大気質、騒音・低周波振動と続きまして、安全までの18項目としております。

次に、選定しなかった項目とその理由をまとめております。調査計画書では48ページになります。

選定しなかった項目としましては、土壌、地象のうち土地の安定性、地形及び地質、景観資源、史跡・文化財、温室効果ガス等でございます。なお、土壌につきましては、さきの委員会において評価すべきとのご意見をいただきましたことから、評価の対象とすることとしております。

その他の項目の選択しなかった理由としましては、地象に関しましては、土地の安定性について事業地は平坦な地形で地すべり地形等の不安定な要素がなく、工事においても大規模な地形変更を行わない点、施設供用時も地盤沈下を引き起こすような地下水の揚水は行わない点を理由としております。

保存すべき地形、地質ですが、事業実施区域周辺には保存すべき地形地質の存在がない点が理由でございます。

景観資源ですが、事業実施区域周辺には、保存すべき景観資源が存在しない点が理由でございます。

史跡・文化財ですが、事業実施区域周辺には保存すべき指定文化財、埋蔵文化財が存在しない点が理由でございます。なお、埋蔵文化財等につきましても、さきの委員会において再確認するようなご意見をいただきましたことから、改めて確認をしたところでございます。

温室効果ガス等ですが、本事業においてフロン等のオゾン層破壊物質を排出する機器等は使用しないことが理由となっております。

続きまして、第4章、調査方法をご説明いたします。

初めに、大気質ですが、調査計画書では49ページから70ページでございます。

環境影響要因といたしましては、建設機械、既存施設の解体、施設の稼働、関係車両の走行でございます。調査地点は、既存測定局と事業実施区域内1カ所でございます。既存測定局は、調査計画書65ページで確認ができます。

工事用車両、関係車両の走行影響は3地点、小さな図面でわかりにくいかもしれませんが、沿道大気質・気象・交通量調査位置図でご確認ください。調査計画書では70ページに図面があります。

施設稼働の影響は、事業実施区域から1から3キロの範囲で7地点、事業実施区域で1地点となります。具体的な場所は、中学校が4カ所、公園が2カ所、その他1カ所となっております。大気質・気象調査位置図で確認ができます。調査計画書では66ページになります。

続きまして、騒音・低周波空気振動、振動調査ですが、調査計画書では71から93ページに記載しております。なお、さきの委員会において、騒音振動の指標値に誤りをご指摘いただいております。大変失礼をいたしました。

建設機械、施設稼働の影響は、事業実施区域の200メートルの範囲で、事業実施区域境界2地点、周辺2地点としております。調査計画書では73、85ページで確認ができます。

続きまして、悪臭の調査ですが、調査計画書では94から99ページになります。煙突からの排

出ガスの影響は、事業実施区域から1キロの範囲で5カ所、公園3カ所、子ども広場2カ所となっております。施設からの臭気漏洩は、事業実施区域境界で4カ所としております。調査計画書では96ページ、99ページで確認ができます。

続きまして、水質ですが、調査計画書では100ページから108ページになります。放流先である綾瀬川で2地点の調査をすることとしております。調査計画書では105ページで確認ができます。

続きまして、水象（地下水）ですが、調査計画書では109ページから112ページになります。工事に伴う水質への影響として、事業実施区域100メートルの範囲と綾瀬川の1地点を調査します。調査計画書では111、112ページで確認ができます。

続きまして、動物ですが、調査計画書では113から116ページになります。調査範囲は事業実施区域から200メートルの範囲です。調査計画書では116ページで確認ができます。

続きまして、植物ですが、調査範囲は事業実施区域から100メートルの範囲です。調査計画書では119ページで確認ができます。

続きまして、生態系ですが、調査計画書では120、121ページになります。なお、動植物の調査につきましても、さきの委員会においてご意見をいただきましたことから、見直しを行っているところでございます。

続きまして、景観ですが、調査計画書では122、123ページになります。調査範囲は、事業実施区域から1.5キロメートルの範囲で7地点です。調査計画書123ページで確認ができます。

続きまして、自然とふれあいの場ですが、調査計画書では124から128ページになります。調査範囲は、七里総合公園から見沼自然公園付近の範囲及び緑のヘルシーロードでございます。調査計画書126ページで確認ができます。

続きまして、日照障害ですが、調査計画書では129ページから131ページになります。調査範囲は事業実施区域南側を除く500メートルの範囲でございます。調査計画書131ページで確認ができます。

続きまして、電波障害ですが、調査計画書では132ページから134ページになります。調査範囲は事業実施区域200メートルの範囲でございます。調査計画書134ページで確認ができます。

続きまして、廃棄物等ですが、調査計画書では135、136ページになります。予測内容は、工事中であれば既存工作物の撤去や残土等の量、排出抑制状況を把握いたします。また、施設の存在、供用では、従業員、利用者等からの廃棄物の発生量の把握や、排出抑制状況を把握いたします。

続きまして、温室効果ガス等ですが、調査計画書では137ページになります。予測内容は、施設稼働による温室効果ガスの排出量の把握や削減の取り組み状況としております。

続きまして、コミュニティ~~＝~~ですが、調査計画書では138から148ページになります。調査範囲は事業実施区域200メートルの範囲とし、事業実施区域に隣接する老人福祉センター東楽園としております。調査計画書140ページで確認ができます。また、走行車両による影響については、道路沿線、公民館等4カ所で調査することとしております。調査計画書143ページで確認ができます。

続きまして、地域交通ですが、調査計画書では149から155ページになります。調査としましては、公共バスの走行ルートを確認の上、工事搬入車両等関係車両の走行ルートの交差点3カ所で交通量を確認することとしております。調査計画書151、152ページで確認ができます。

続きまして、安全ですが、調査計画書156ページになります。施設稼働によって災害時における施設で使用する廃棄物等の周辺への影響を評価することとしております。

次に、第5章、環境の保全についての配慮事項についてご説明いたします。本事業によって環境に影響を及ぼす可能性のある範囲、対象実施区域及びその周辺3キロの範囲になりますが、その地域特性を既存資料等の調査により把握いたしました。地域特性の把握としましては、社会的状況に関する項目と自然的状況に関する項目をまとめております。社会的状況に関する項目は調査計画書158から172ページにまとめてあります。自然的状況に関する項目は調査計画書173から220ページにまとめてあります。

続きまして、環境保全の配慮事項として、回避または低減の配慮を図るべき地域または対象、調査計画書までに配慮した事項及びその内容、今後、事業計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮方針、配慮が困難な事項及びその理由をまとめております。調査計画書では221から228ページになります。なお、配慮が困難な事項につきましては特にございませぬ。

以上で説明を終わりにさせていただきます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○永澤会長 ありがとうございます。

それでは、ここで10分ほど休憩を入れたいと思ひますが。

○新井課長 50分に始まりということ。

○永澤会長 50分に始まりということに休憩いたします。

午後2時40分 休憩

午後2時47分 再開

○永澤会長 それでは、再開いたします。

議事の項目の2番の委員会意見報告へ進みたいと思います。

それでは、委員会での審議結果についてご報告いただきますが、冒頭の環境局長さんのご挨拶にありましたように、調査計画書に関しての委員会が平成25年12月25日に開催されております。資料で配られております委員会委員の名簿が最後のところにあります。大塚委員長を中心に5名の委員の先生にお願いしてご審議いただきました。

それでは、大塚先生からお願いいたします。

○大塚委員 委員会は審議会からの付託を受けまして、調査計画書について審議をいたしました。会議は12月25日に開催されまして、当日は現地調査も行いました。そこでの審議の結果を踏まえ委員会報告をまとめましたので、ご報告いたします。

資料の3をごらんください。

順番にいきますと、1の対象事業の目的及び概要、調査項目、(1)環境影響評価要因の把握ですけれども、これにつきましては39ページをごらんください。

先ほどの事業者からの説明にもございましたけれども、39ページの上のほう、①、②、③と書いてありますけれども、事業は3段階に分かれています。通常の事業ですと2段階に分かれていて、最初が工事中、その後工事が終わって供用という形になるわけですけれども、今回は3段階に分かれています。①の段階が現在の施設が稼働中に工事を行うと。それから、②が新しい施設ができて、それと並行して古い施設の解体撤去の工事を行うと。③が新サーマルエネルギーセンターの稼働のみということになるわけです。③のすぐ下にありますがけれども、①と②を工事中、③を供用時と計画書では分類しているわけですね。そういうふうに複雑になっているわけです。

そのページの真ん中の表を見ていただきますと、2列目に工事中、供用時となっていますけれども、3列目のところの環境影響要因の区分、工事中に対応しては工事、供用時に対応しては存在・供用となっていますけれども、先ほど言いましたように、工事中のところ本来は存在・供用が入ってこないといけないわけですね。①では古い施設が存在し、供用されている。②では新しい施設が存在し供用されているということで、その辺が適切に記載されていないと。

それからあと、一番右、4列目、環境影響要因の詳細ですけれども、そこも例えば工事中のところ新しいセンターの存在・稼働、こういったものが入ってこないといけないわけなんですけれども、入っていないということで、この表の記載が適切でないということがありますので、これを修正していただきたいと。それに関連して、次のページの関連表ですね。この辺も

適切に記載するようにお願いしたいということでございます。

次は、(2)緑化ですけれども、これにつきましては、34ページをごらんください。

34ページの一番上に3)緑化計画というのがありますけれども、そのところに敷地面積の25%以上の緑地を確保すると数値目標が記載されているわけですが、そういう量的なこと以外に質的なことも考えていただきたいということです。報告書を読みますと、「本事業予定地の緑地確保に当たり、周辺環境に調和した樹種等、植える植物の種類を考慮すること」ということです。もうちょっと説明を加えますと、植える植物を環境に適合したようなものを植えてほしい。さらに言えば、潜在的な自然植生を考慮するかそういったことをして、環境に適合したものを植えてほしいということです。環境に適合しないものを植えると、維持管理していく上で薬品を多量に使ったりするとか、そういったことで環境に負荷をかけることになりますので、そのようにお願いしたいということです。

それから、2番の調査項目の(1)土壌ですけれども、これにつきましては48ページをごらんください。

ここには選定しなかった環境影響評価項目及びその理由というのが記載されていますけれども、その一番上の土壌の上半分の工事中、工事の施工のところですが、一番右の理由を見ますと、3行目から、「既存の東部環境センターは有害物質使用特定施設ではなく、土壌汚染のおそれがないことから、項目に選定しない」と記載されていますけれども、こういった廃棄物の処理施設でダイオキシン類が検出された事例もあると、有名なのは能勢町の例ですが、そういったことがありますので、これを環境影響評価項目に選定していただきたいということです。

それから、土壌の下半分の存在・供用のところですが、これも理由のところ、2行目から、「適正な排ガス処理を行うことでその量が非常に少なく抑えられるため、土壌汚染を引き起こすことはないことから、項目に選定しない」と記載されていますけれども、少ないなら少ないということで、そういう予測を行った上で数値を示していただきたい。そうしてもらったほうが多くの人の納得を得やすいのではないかとということで、そのようにしていただきたいということです。

それから、(2)の史跡・文化財ですけれども、これも評価項目に選定しないということになっていますけれども、これにつきましては、まず14ページをごらんください。

ここに事業実施区域の現況図というのがありますけれども、赤線で囲まれた部分が、現在施設があるところ、その下のへこんだところ、民地と書いてあるところが新しい施設をつく

る際に新たに組み込まれるところです。要するに、敷地が拡張されるわけですね。

次に、217ページを見ますと、灰色のところは埋蔵文化財包蔵地になっています。図の真ん中あたりに、東部環境センターという現在の施設が示されていますけれども、その右下のあたりが新規に追加される敷地です。新規に追加されるところが埋蔵文化財包蔵地に隣接していますので、文化財が埋まっている可能性を検討していただきたいということです。

それから、次の3の調査方法ですけれども、(1)動物、植物ですね。報告書を読み上げてもみますと、「動植物の調査等について、調査回数は年2回、調査範囲は動物が半径200メートル、植物が半径100メートルとしているが、比較的単調な場所とはいえ、事業予定地が貴重な環境空間として注目されている見沼田んぼ周辺であることから、その環境を守る上でも四季を通じて丁寧に調査し評価すること」ということで、首都圏で自然が残されているところとして注目されている見沼田んぼの周辺ですので、丁寧に調査していただきたいということです。

それから、次は裏に行きまして、(2)の騒音、振動ですけれども、報告書を読み上げてもみますと、「本事業予定地は、学校教育法第1条に規定する学校（埼玉県立大宮東高等学校）の敷地の周囲50メートルの区域内にあるため、規制基準を通常の基準値よりも5デシベル減じた値にすること」ということです。

まず、79ページをごらんいただきますと、そこの下の方の表4.2-9、評価の指標というのがあります。一番右の指標値を見ますと、敷地境界線で朝50デシベルとか、そういった数値が記載されています。

次に、25ページを見ていただきますと、そこの上の方の表2.6-10、これの太線で囲まれたところ、第2種区域、これの基準値が適用されるということになっています。その表の下注2)を見ていただきますと、「学校、保育所、病院、診療所等については、敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、それぞれの欄に定める基準値から5デシベル減じた値とする」というふうになっています。事業予定地が学校の敷地の周囲50mの区域にあるので、本来、第2種区域の値から5デシベル減じた値にしないといけないわけですが、そうならないので、修正をお願いしたいということです。

それから、詳細は省きますけれども、振動についても同じようなことが言えるということです。

それから、次に4番です。環境の保全についての配慮事項、(1)大気汚染の防止ですが、これについては224ページをご覧ください。大気汚染の防止に関していろいろ配慮していただいていますけれども、焼却施設の煙突に大きな附帯設備とか施設を取りつけて煙突を太

くしますと、風下側で下降気流が発生して汚染物質が降下しやすくなると。これはダウンウォッシュといった名前でも知られていますが、そういうことがあって、汚染物質が降下してくると局地的な汚染が発生しますので、そういうふうにはたくしないようにするとともに、煙突の形も降下しにくいものにするよう配慮してくださいということです。煙突にいろいろつけてたくしている例も現実に存在しますが、そういうことのないようお願いしたいということです。

それから、(2)の悪臭の防止ですけれども、これについても、悪臭の防止に配慮されていますけれども、廃棄物を取り扱う施設でかつて悪臭問題が発生したこともあるので、換気等の系統に臭気除去設備を設置すると。施設のデザインを臭気を漏らしにくいものにする等、より一層配慮してくださいということです。

悪臭について特に言及している理由は、そういうふうの問題が起こったことがあるということと、もう一つは、そこに記載はありませんけれども、悪臭については問題が起こった場合に対策が難しいということがあります。これはどういうことかということ、悪臭の強さと原因となる物質の濃度は比例関係ではなくて対数関係にあると。ですから、悪臭が強いのでは減らしたいというとき、例えば悪臭の強さを半分にするためには、原因物質を半分にしたのではだめで、10分の1ぐらいにしないといけない。それぐらいだったらまだ難しくないかもしれないんですけども、例えば悪臭の強さを4分の1にするためには、原因物質は10分の1掛ける10分の1で100分の1にしないといけないと、そういったことがありますので、問題を起こさないように事前に十分配慮していただきたいということです。

それから、5番、その他の事項、(1)「環境影響評価を実施するに当たって、既存施設と新規施設とでは環境への影響がどのように変わる計画なのかを記載すること。」

それから、(2)は、「この調査計画書は必ずしも専門家ではない人々の縦覧に供するにはわかりやすいとは言えない面もある。次の段階で作成する準備書も必ずしも専門家ではない人々の縦覧に供するので、文章を簡潔明瞭なものにするるとともに、専門用語に注釈を加えるなど配慮を行ってわかりやすく作成すること」ということで、専門用語に解説をつけるとか、そういったことをしていただきたいということと、あとここにもありますけれども、文章を簡潔明瞭なものにしていただきたいということですね。わかりにくい原因としては、専門用語が使われているということ以外にそういったこともありますので、ぜひご配慮をお願いしたいということです。

それから、(3)「調査計画書に対する意見を有する者からの意見、それから事業者説明会

でいただいた意見を真摯に受けとめ十分に検討した上で、可能な限り準備書に反映すること」ということをございます。

以上でございます。

○永澤会長 ありがとうございます。それでは、ご意見を委員会の報告のご意見をいただいたんですが、これに対して事業者から検討していただきましたので、その考え方についてお願いいたします。

○堀内課長 それでは、ただいまのご意見につきまして、事業者、私たちの考え方についてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、資料4でございます。

まず最初に、環境影響評価要因の把握につきまして、準備書の段階で別紙1のとおり修正をいたします。3枚めくっていただき、別紙1をお願いします。ご指摘がありましたとおり、この工事、整備事業につきましては3段階ございまして、修正前につきましては工事中、供用時、工事、存在・供用と書いてあったのですが、まず環境影響を及ぼす時期をきちんと3段階あるということを記載させていただくようにさせていただきました。修正後の案でございますが、①現行の東部環境センターの稼働中に一部施設の解体撤去及び新サーマルエネルギーセンターの建設を行っている時期があります。②番といたしまして、新サーマルエネルギーセンター稼働中に東部環境センターの解体撤去を行っていきます。③番新サーマルエネルギーセンターの稼働のみというところで、①、②、③の右側になりますが、環境影響要因の詳細ということで、既存施設の稼働、建設機械の稼働、工事用車両の走行、工事の施行、既存施設の解体撤去を明記させていただきました。

②につきましては、施設の稼働、施設の存在があって、関係車両の走行等、同じように詳細に示しました。

③につきましては、施設の稼働、施設の存在と関係車両の走行があって、環境影響要因の区分に①と②を工事、③番を存在・供用に区分し反映させていただくようにしています。今後準備書の中では、おのおのの評価を行った際に、例えば注釈等で①の時期に当たる部分を具体的に反映させていながら、準備書でわかりやすく整理をさせていただければと考えているところでございます。

続きまして、次の項目になります。資料4に戻っていただきまして、緑化につきまして、植栽計画に当たりましては周辺環境に調和した種類の植樹を選定し、良好な環境の維持に努めるよう配慮します。今後、施設の計画を検討していく時期になってまいりますので、準備書に向

けてどのような植栽がいいのかということを整理させていただきまして、それを反映するよう
にしていきたいと考えているものでございます。

続きまして、土壌の項目につきまして、土壌の工事中への存在・供用による環境影響評価項
目に追加させていただきたいと思っております。実際に周辺土壌につきましては、平成18年12月に環
境省が発表したデータがございまして、その既存資料等を使いながら評価します。また、敷地
そのものにつきましては、解体工事等で特にダイオキシンの飛散等がご指摘のとおり考えられ
ますことから、きちんと把握できるように評価の対象とさせていただければと思っております。

続きまして、文化財なんですけれども、新たに購入する南側の農地の部分につきまして、埋
蔵文化財がある地域として隣接するというので、よく担当部局に確認したところ、南側の民
地部分も含めて昭和54年に試掘調査を行っており、存在していないということが確認されてい
るということで、担当部局のほうと改めてそこら辺の再確認をしたところでございます。

続きまして、動物、植物につきまして、調査期間につきましては、ご意見いただいたことか
ら、年2回から4回と、四季を通じて行えればと考えており、動物、植物の特性に応じて調査
することとさせていただきます。調査範囲につきましては、環境影響評価技術指針に基づいて
設定したものでありますが、見沼田んぼは計画地に約700メートル離れたところに位置してい
るもので、改めて市で実施している調査等を確認したところ、平成21年度に見沼田んぼ自然環
境調査を比較的大きな規模で実施しておりまして、その調査を参考に評価をさせていただけれ
ばと考えているところでございます。

続きまして、騒音、振動につきましては、市の条例の上乗せ基準を見落としてしまったこと
につきましては改めておわびを申し上げるところでございます。ご指摘のとおり、東側のほう
に県立高校がございまして、その部分に面するところにつきましては5デシベルを減じた
値ということで、対応させていただくこととしております。詳細につきましては、別紙2に代
表的な例として計画書に書かせていただいた表を訂正したものをお示ししております。

続きまして、大気の汚染防止部分につきまして、煙突の外筒については圧迫感の少ない汚染
物質が降下しにくいものとしめます。基本的には、ある程度曲線をつけるとか、ダウンウォッシ
ュが起こらないような建物との比率もきちんと検証しながら、今後施設計画をさせていただけ
ればと考えております。

続きまして、悪臭の防止につきましては、焼却炉をとめているときの脱臭等についても含め
まして、悪臭発生防止対策についてきちんと設計をしてまいりたいと考えております。また、
施設のデザイン、設計等につきましても可能な限り、供用中、あと全停止、整備中につきまし

でも十分な換気回数を確保し、脱臭効果を検証いたしまして、今後の計画に反映してまいればと考えているところでございます。

次に、環境影響評価を実施するに当たって、既存施設が稼働しているんですけれども、新施設の部分についてどのように変わっていくのかということに記載することとしまして、既存施設と新規施設の環境への影響の違いについて、今後準備書、評価書をまとめていく中で記載をさせていただければと考えているところでございます。

続きまして、この計画書については専門家の方ではないさまざまな方がごらんになるということで、準備書作成に当たりましては難解な表現を避け、専門用語には注釈を加えるなど、わかりやすくなるように配慮をしていければと考えているところでございます。

続きまして、調査計画書に対する意見につきましては内容を十分に検討し、可能な限り準備に反映をしていければと考えております。

私たちの現時点の考え方につきましてご説明をさせていただきました。よろしくご審議お願いいたします。

○永澤会長 ありがとうございます。

それでは、委員の先生方からご意見、ご質問いただきたいと思います。

まず、ただいまの委員会の報告、それからそれに対する事業者からの考えに関して、何かございましたらお願いいたします。

ちょっと私から、先ほどの大塚先生のお話で、別紙1の評価の図表というところの工事の期間を3つに分けたのはいいんですけれども、先ほどのお話だと、②の部分に存在、供用もあるのではないかとことですが、あれは環境影響要因の区分として、②のところはもう供用に入っているの、工事だけじゃないんじゃないですか。

○堀内課長 ご指摘のとおり、①、②につきましても、まずは既存があるときに解体を始めますので、工事もしているし存在もしているし供用もしている部分があると。また、2番のほうにつきましても、次に新サーマルエネルギーセンターが動き始めて、解体工事をやっておりますので、存在と供用というのが混在してくるというところなんです。例えば括弧書き等の記載をかけたほうがいいということも検討させていただいたんですけれども、工事中において、存在、供用があるという部分を準備書の段階に移行するときに、おのおの括弧書きをつけていくと全部同じような表現になり、存在、供用と工事の区分がわかりにくくなってしまわないかという部分もちょっと勘案させていただきながら、まずは、一番最初の表できちっと3段階あって、1番、2番には既存施設が存在しているなかで新しい施設の工事があるということをお

示しさせていただき整理したほうがわかりやすいのではないかとということで、現時点では、工事と存在、供用という大きな負荷となってくるような部分を特に2つに分けて整理をさせていただいたところがございます。

いろいろご意見等ございまして、私たちもどれがいいかというのを改めて複雑な工事の進行の中で検討してまいったところですが、今後の準備書に向けてきちんと整理できるような形で改めて検討し、わかりやすく表現ができるように進めてまいればと思っているところがございます。

○金子（律）委員 今の説明いただいたところの修正後の表なんですけれども、一番右側の環境影響要因の詳細の部分に、2番目の②新サーマルエネルギーセンターの稼働中に解体撤去のところで、工事の施行が抜けているように思うのですが、これはあけていてもよろしいのでしょうか。①には入っているんですが。これは構わないのでしょうか。

○永澤会長 ②のところの一番右側の詳細のところに工事の施行がないという。

○金子（律）委員 これはもう工事も終わって稼働し始めていると。

○堀内課長 ご指摘のとおり、解体撤去も工事の施行と見るべきだというそういう話でございますので、工事の施行を入れさせていただくようにいたします。大変失礼いたしました。

○永澤会長 ほかに。

○木幡委員 計画書で、32ページですね。給排水計画のところ、再利用のことが書いてあるのは、これは大変結構なものだと思うんですけれども、この余剰水として排出されるのがどのくらいの規模になるんですか。次の段階でも結構なんですけど、数値として出していただければと思います。というのは、前のほうに記載がありますように、日量50トンの場合には総量規制の対象に入るのか、その辺、入るか入らないか、入らないにしても自主規制をするということもあるんでしょうけれども、その関係がありますので、具体的な量としてどのくらいを再利用してどのくらいが余剰水として流れるのか、数値がもし出ればと思います。

それから、再利用の仕方ももう少し詳しい記述、それから高度利用についてももう少し詳しい記述があったほうがイメージがつかめる。このままだとちょっとどんなふうにするのかわからないところがありますので。

全然別件なんですけれども、この施設は、例えば解体工事のときにはアスベストとかそういうのは一切考慮されなくてよろしいんですね。

○永澤会長 今のは。

○堀内課長 まず、アスベストの話につきましては、事前調査をかけて、現時点では飛散性の

ものについては見つかっていないと。ただ、今後、詳細に解体設計をしていくときに、建材に含まれているものについては、再度検証させていただければと思っております。

また、再利用等につきまして数値化するということで、今後準備書等で、炉の形式が決まっていますと、例えば減温のために使えるかとか、残り再利用にどの程度回せて、それをどこに使っていくのがベストなのかということも検討しながら、最終的な余剰水に回る部分と飽和させてしまう部分と再利用する部分というところにつきましては、きちんと数値をもってご報告できるようにさせていただければと思っております。

○永澤会長 よろしいでしょうか。

ほかに何か。

○山下委員 道環研というのは、財団法人と表記されているんだけど、何でしたっけ。道路環境研究所というのは、今、公益財団法人ですか。一般財団法人ですか。

○大谷プロジェクトマネージャー 公益財団法人です。ちょっと確認させていただきますが、公益財団法人です。

○山下委員 確認して、これもちゃんと書いておいてほうがいいと思うんだ。予測のところに入っていますから。

○大谷プロジェクトマネージャー 出典当時の組織名で書いていたというところで、そうなっております。

○山下委員 ただの財ではなくなっている。

○大谷プロジェクトマネージャー そうですね。

○山下委員 どっちか明記しておいたほうがいいと思います。

○永澤会長 今のは何ページですか。

○山下委員 例えばですけども、81 ページ、財団法人の道路環境研究所になっていますね。こういう文章ですから、公益財団法人であればそのようにしておいたほうがいいと思いますし、一般であれば、一般ではないかな。

○大谷プロジェクトマネージャー もう一度確認をさせてください。

○永澤会長 多分文献というか文庫ですから、当時はこれだったんだと思いますが、今どうなっているかを下に注か何かでつけていただければ。

○大塚委員 ちょっとついでに申し上げますと、多分これは去年あたり、もっと新しい版が出ているはずです。それも確認していただいたほうがいいです。

○山下委員 そうですね。ついでにお願いしたほうがいいと思います。

○堀内課長 大変失礼いたしました。再度確認をいたしまして、準備書の際にはきちんとした名称で記載をさせていただければと考えております。

○岩崎委員 4の13の電波障害の件なんですけれども、132ページですけれども、調査内容とか予測内容、これはこれでいいと思うんですけれども、1点ですけれども、200メートルの範囲という記載が4の13の2のところにあるんですけれども、後ろの134ページのところを見ると、地図で施設を囲うように200メートルぐるっととっているんですけれども、電波障害が発生するというのは、例えばスカイツリーから電波が来たとする、普通はその反対側のところに電波障害が発生するんですよ。それとか、これは浦和だと思えるんですけれども、送信所のほうから来ると、岩槻区のほうに出てくると思うんですけれども、同じ測定をするならば、余り到来方向のところの測定というものは無意味だと思いますので、逆にこれだけするのでしたら、200メートルという限定じゃなくて、岩槻区のほうの住宅があるようなところまで踏み込んで測定して、後に問題がないか、問題が起きたときにそれに対する対処をするというふうにしたほうがいいと思うんですよ。一律に200メートルというのは、ちょっと測定方法に問題があると思っていますが、いかがでしょうか。

○大谷プロジェクトマネージャー お答えさせていただきます。

今、地上デジタルの放送になっておりまして、従来のアナログに比べますと、反射の影響は軽減されているというふう聞いておるんですけれども、やはりそれでも反射の影響も多少生じることもあるということで、遮蔽方向だけではなくて、反射方向もある程度考慮した範囲を設定させていただいているという図でございます。

また、それから、今後の予測調査、予測評価の進め方なんですけれども、まず、まだ現在はやっていないんですけれども、将来構造物のおおよその外形ができた段階で、机上検討をやりまして、その際に遮蔽の範囲を抽出します。その場合に200メートルを超えるようなことが出てくるかもしれません。そうした場合には、実際の電波障害の調査地点は遮蔽障害が生じるおそれのある範囲まで拡張して、設定していくという流れになっていくことを考えております。

○岩崎委員 それでいいと思うんですけれども、例えばこの今の場合、建物の高さは50メートルでよろしいんですか。

○堀内課長 煙突が59メートルです。

○岩崎委員 建物は。

○堀内課長 建物は現在最大が煙突の59メートルで、正確な炉方式が決まらないんですけれども、30メートル以内にはしたいと考えております。

○岩崎委員 先ほどの特にスカイツリーは高さが高いからいいんですけども、浦和のほうはタワーが低いので、岩槻区のほうは結構慎重にやっていただいたほうがいいような気がします。以上です。

○堀内課長 今のご意見をきちんと反映して、コンサルからも申し上げましたとおり、計画がだんだん決まってきて、遮蔽方向に、特に影響が出てしまうと、これからの問題もございませので、その点は配慮していくようにいたします。

すみません、先ほど高さを30メートルと申しましたけれども、現在の計画では40メートルを建物の高さとして考えているところでございます。失礼いたしました。煙突は59メートルでございます。

○永澤会長 ほかに。

○渡辺委員 委員会的时候に、動物、植物の調査方法のことについてコメントしたんですけども、動物、植物の調査方法について検討していただいたことは評価できると思います。年2回から4回とするというふうにされたことはよかったと思うんですが、資料4の調査方法、動物植物のところの一番下のところ事業者の考え方というところの文章で、ちょっとわかりづらかったところが3点ほどあるので質問したいんですけども。まず、2段落目ですね。調査範囲についてはさいたま市環境影響評価技術指針に基づき設定したもの、ということですが、これは、動物は半径200メートル、植物は100メートルのままで、そのままにしておくということでしょうか。

○堀内課長 まず、今のご質問の件につきましては、調査範囲そのものは200メートルと100メートルにさせていただければというのが現時点の考えでございます。

○渡辺委員 わかりました。そうでしたら、そこまで明記していただいたほうがわかりやすかったと思います。

それから、2つ目、「見沼田んぼについては事業実施区域から一番近い七里・加田屋エリアまで約0.7キロ離れていることから」というのがまたちょっとよくわからないんですけど、これは見沼田んぼで一番近いエリアがこの七里・加田屋エリアということですか。

○堀内課長 そうでございます。

○渡辺委員 そうですか。0.7キロというのは、それは近いという意味ででしょうか。それとも、200メートル以上、十分離れているという意味で書かれたのでしょうか。

○堀内課長 これに関しましては、調査範囲200メートル、100メートルからは700メートルですので、それ以上離れているんだという意味もあるんですけども、実際に改めて調査をする

のではなくて、平成21年度にさいたま市で実施した見沼田んぼの広い範囲を調査した調査書が見つかりましたので、それをもとに評価をさせていただければということで記載させていただきました。

○渡辺委員　そうですか。そういう意味だったらいいんですけど、ちょっとそこまでこの文章から読みとれなかったので、若干言葉足らずかなと思ったものですから、申しわけございません。

では、3点目、今おっしゃったことになるんですけども、見沼田んぼ自然環境調査というのは、どこが実施したどういうものでどこから、例えば出典は明らかにできるたぐいのものなのか、例えば、「埼玉県レッドデータブック（埼玉県平成何年）」というような形で明記していただけるものなのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○堀内課長　すみません、詳細に記載していなくて大変申しわけございません。この調査につきましては、今ここに1部コピーを持ってきてあるんですけども、本市のみどり推進課というところが平成22年3月に取りまとめたものでございまして、市の内部の調査でございます。その出典先も全て公開することができまして、報告書も冊子として残ってございますので、これをもって一番近い影響が出るようなエリアについて評価をさせていただければと考えているところでございます。

○渡辺委員　わかりました。では後日また、これを何らかの形で文章にまとめるということがありましたら、どこからとったものか、どこで手に入るものか、何らかの形で出典を明記していただきたいと思います。

○堀内課長　わかりました。

○永澤会長　今のところは調査範囲は動物200メートル、植物100メートルということですよ。

○堀内課長　今回の調査として実測するのは200メートル、100メートルの範囲ですけども、貴重な自然のエリアである見沼田んぼについても既存資料をもって評価をさせていただければということでございます。

○永澤会長　このエリアまで0.7キロというのは、せっかくだから700メートルと書いたほうがいいのでは。

○堀内課長　修正をさせていただきます。

○窪田委員　ちょっと細かいことをお伺いします。

今、言われていることに関する図が112ページと116ページにあるんですが、この200メートルという範囲の長さは図面中に書いてありますけれども、角のところで200メートルあるとす

と、長方形の敷地なので、200メートルを少し回転させると、長辺、短辺の直線に沿っているところよりも出るんですよね。つまり全周が200メートルということであれば、ここの長い辺とかもうちょっと大きくなるんじゃないですか。コンパスの回し方がちょっと変だなと思ってはいるんですが。下に縮尺がありますから、この200メートルをこの長い辺のところに当ててみると、この縮尺のほうが長いんですよね。これが200メートルでしょう。それでこれが200メートルですよね。それを回転させて長辺のほうに持ってきて直線のところに合わせると、幅が違っちゃっているんです。細かい点ですけども、やっぱり図は正確に描いたほうがいいと思うんです。

○堀内課長 失礼いたしました。

記載させていただいた116ページの図4、7-1の動物調査範囲という中で、スケールを当てさせていただいた200メートルよりも円が外側になっております。これにつきましては、改めて縮尺を再確認いたしまして、正しい範囲を明示できるようにいたします。

○窪田委員 だけれども、角のところ200メートルの図面の長さは合っているのですが、これを回転させて敷地に平行になる直線の部分が200メートルより内側に入っているということですよ。それはその前の112ページでも同じことになっているように、これはまあまあいいかなと思うんですが、ちょっと今のところはかなり違うので、正確をお願いします。説明しにくいところなんですけれども、図で考えれば、コンパスをちゃんと90度回したところでは、明らかに長い直線に接しているところの範囲がもう少し外側になればいけないはずということです。

○永澤会長 ほかには。では、そこはよろしくをお願いします。今のは再確認していただいて。ほかにはございますか。

○大窪委員 供用後の騒音に関してちょっと質問があるんですけども、今回のセンターをつくることによって、処理能力が1日当たり300トンから400トンに増加するということは、収集運搬に使うトラックの大きさが変わらない限り、騒音なり振動の最大値というのは変わらなくて、施設の周りを通るトラックの数がふえると、そうすると、振動、騒音が起きる頻度というのが増加することが考えられますよね。そういう頻度がふえたというのは今回の評価指標、例えば80ページ、81ページで評価できるものなのかということについてお伺いしたいんですが。

○堀内課長 今回は、現状のどこを調べるのかをお示しさせていただきました。ご指摘のとおり、日量100トンの処理がふえますので、当然搬入車両がふえてくるだろうというのを今後台数の予測をかけさせていただきまして、準備書、評価書の段階で、現状から変わった部分がどのように影響が出てくるかということを検証いたしまして、それに対する対策が必要なのかど

うかというところを検討してまいりたいと考えております。

○大窪委員 ありがとうございます。あと一点いいですか。

平成33年には、今施設が5つあるのが3つになるわけじゃないですか。そうすると、今よりも収集運搬の距離というのが増加しますよね。近くにあったのが遠くになってしまうとか、そうすると、当然収集運搬のトラックの二酸化炭素であるとか、そういった環境の影響、つまり回収ルートにおいて生じる環境負荷というのが当然出てくると思うんですけども、そういった点は、温室効果の項目として評価すべきなのか、それとも誤差程度なのかということに関するお考えをちょっと。

○堀内課長 市域全体を考えますと、4施設を3施設に変えまして、西にある清掃工場を1個とめてしまうということで、市域全体の中ではCO₂の排出というのは走行ではふえてしましますが、清掃工場は大きなごみ焼却を行っておりますので、全体では下がってくるのかなと、この環境影響評価の中では、そこまでは触れない予定にしております、あくまでも300トンから400トンにふえていくこの地域のところに限定して、現在は考えているところでございます。ご指摘のとおり、市域の中でどのように変化するか検討していくべきかということについては、今後の課題として考えさせていただければと思っておりますのでございます。

○大窪委員 ありがとうございます。今後の課題ということで、ちょっと今回には直接関係ないんですけども、ごみの処理を考えたときに、もちろん施設での処理費に加えて輸送費というのかなり大きなウエートを占めているじゃないですか。そう考えたときに、今回の施設計画、3施設体制というのが本当に経費を下げることができるのか、つまり、この計画の根本にあるように、経費がかさんでいるということは何とかなしようと、その経費を抑えるために3施設にしたということが本当にどのぐらいの効果を持っているのかというのがちょっと気になったなという感想です。

○堀内課長 おっしゃるとおりだと思います。ただ、現時点で車がどのぐらい走ったときに幾らぐらいふえるかという検証は余り私たちの課ではやっていませんが、環境施設課の中で、4施設を3施設にする概略の効果では、現在廃止しようとしている西部環境センターの年間の維持管理費が職員の人件費を除いて大体十数億円ぐらいということでございますので、施設が1個なくなると、単純に十数億円程度の年間維持管理費は下がってくるだろうと。ただ、新しい施設をつくるイニシャルコスト部分が大きな経費としてかかってまいりますので、そこら辺を勘案いたしますと、単純に十数億円が落ちていくという計算にはならないのですけれども、施設そのものとしての費用対効果は概算として出してきたところでございます。総合的な中で判

断すべきというのはもっともなご意見でございますので、今後トータルコストとしてどのような計算が出ていくかということも課題といたしまして検討させていただければと思います。

○永澤会長 それに関しては、どこかで全体の計画を検討して、CO₂の排出量だとかコストをどうするかということを検討する場はあるんですか。

○堀内課長 それを総括するような部門としてどこがあるかというのは非常に難しいところはあるんですけども、環境会計を司っている課所がございますので、そこで今回の工場の増減とか、市全体の経費が動いているかということは検証ができるかと思います。また、CO₂等につきましましては、既存施設の状況をどのぐらいきちんと算出しているかということも含めて、改めて確認するの必要はありますが、施設での算出等につきましましては十分に可能かと思っておりますので、まず施設全体でどう動いたかということと、車両走行について検証ができれば、一定の結論は出せるのではないかと考えているところでございます。

○永澤会長 よろしいですか。

ほかに。

○佐々木委員 委員会以前につくっていただいた評価項目については、調査地点ですとか調査の回数等は明らかになっているんですけども、委員会の意見で追加された土壌中のダイオキシンのについては具体的にどういったところで調査するのか、どういった形で続けるかというようなお考えはあるんでしょうか。

○堀内課長 土壌につきましましては、評価の対象とさせていただくということでお答えをさせていただきました。実際にどのような調査をするかというご質問かと思いますが、まず、周辺につきましましては、平成18年に環境省が発表している近くの公園部分なんですけれども、その値が見つかりましたので、まずそれを既存資料として評価をさせていただければと考えております。

続きまして、敷地内等解体工事に伴い、ダイオキシンの影響が出てくる可能性が十分に予測されますので、そちらにつきましましては、まず解体手法をきちんと整理をいたしまして、その中でどのようなモニタリングを行うかというところで、工事中のモニタリング及び標準土を使ったダイオキシンの飛散確認をしていければと考えております。現状の調査というよりは、既存資料を使わせていただいたり、施行の段階でのモニタリングを徹底するような形で準備書に向けて明確に記載をさせていただければと考えております。

○佐々木委員 ありがとうございます。

私も、大気への排出は法に基づき調査されるでしょうし、これからつくるような施設の供用中にそれほどダイオキシンが土壌へ排出されるとは考えづらいので、事業者の考え方のところ

に書いてくださっています工事中及び施設の存在、供用による影響についてと、供用の部分は必ずしも必要ではないのではないのでしょうか。

○堀内課長 すみません、ありがとうございます。供用部分につきましては、やはりダイオキシンの削減に向けたさまざまな公害防止要件をもって施設を計画したいと考えておりますので、ここの中では評価の対象ということで記載をさせていただいておりますけれども、結果といたしまして、準備書、評価書の段階では、ダイオキシンの低減効果が効いているのではないかみたいな検証を改めてさせていただいて、評価を含めて記載をさせていただければと思っております。

○永澤会長 ほかに。

○木幡委員 敷地内で現段階の土壤汚染というのは何か確認されているのですか。

○堀内課長 現段階では、敷地内の測定は行ってございません。

○永澤会長 ほかにないですか。

委員会の意見とかその考え方に関するご意見いただいたんですけれども、それ以外のことも調査計画書全体の内容に関してでも結構でございますので、何かご質問、ご意見いただきたいと思えます。

○木幡委員 この事業に直接関係ないんですが、先ほどの搬入の問題もあって、周りでの道路の改修とか、何か拡張とかそういった計画はあるんですか。

○堀内課長 今後交通量調査とか、あと、この事業に伴いまして、新たに岩槻区東側方面からの搬入も予測されますことから、そこら辺を勘案して、必要に応じて検討してまいればと思います。現時点で具体的にどうするかということについては、まだ決まっているものはございません。

○永澤会長 ほかに何かありますか。

○岩崎委員 ちょっとお伺いしたいんですけれども、この後、完成した後に何か温水プールとかいろいろできてきますね。その供用というのは平成32年でしたか。

○堀内課長 新サーマルエネルギーセンターができるのと同時に、温浴施設等についても供用開始したいと考えております。

○岩崎委員 いや、そうすると、先ほど、いわゆる搬入以外にそういう施設にも人が大量に来るわけですね。そうすると、そこも含めて周りの全体の交通の環境とか道路とかその辺は検討しておかないと、後で影響が出てくるのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○堀内課長 1日の利用者の予測等も含めて、どのぐらいの方が車で来るのか、似たような施設でマイクロバスによる送迎等も行っておりますので、既存施設の運営等を勘案しながら、評価の対象にしていけたらと考えております。

○岩崎委員 ぜひお願いしたいと思います。

○永澤会長 これは余熱でそういうものをつくると、その排水はどこへ流すんですか。

○堀内課長 綾瀬川に温浴施設の水も含めて、排水する予定です。クローズドシステムは無理ではないかなと考えております。どのぐらい浄化する必要があるか、場内の雑用水に使えるかというところをよく検証しながら、最終的に放流する量を算出できればと考えております。

○永澤会長 特に排出のところの温度がかかわりますよね。

○堀内課長 温浴施設でございますので、温度の調整は水処理の中で流量調整槽をどこにつくるかによると思います。余りBODとか高くない部分について、炉の中の減温にどのぐらい使えるか検討する必要がありますが、施設のつくり方で申し上げますと、可能な限り熱回収を行うことにしますので、安易に排水を入れて、そこで貴重な熱源を使わないというのがありますので、そこはどのぐらいボイラーで熱を取った以降にどの程度減温が必要かというところを検討しながら、決定ができればと思っております。

○永澤会長 それから、ちょっと私から1つ、調査計画書が一般の方に縦覧していただいたときにわかりやすすくないというのは、確かにこういう書類だとどこでもそうだと思うんですけども、例えば概要、あるいは概要をもう少し簡単にまとめたようなものができれば一番わかりやすいような気がするんですけども。

○堀内課長 最終的にはコンサルの仕方に頼る部分もあるかとは思いますが、今先行でやっている新クリーンセンターの準備書から評価書の段階では、可能な限り注釈をつけさせていただいてということで、ただ、自分もそれを確認しているんですけども、文字が多いかなというのはありますので、ちょっと今見解をコンサルに。

○大谷プロジェクトマネージャー そうですね。確かに専門用語の注釈等足りなかったというところは反省をしております。ただ、こちら、条例にかかわる書類ということで、ある程度専門性も踏まえたというところで、その辺のバランスを今後反省点としてさせていただきたいと思っております。

あと、1点補足をさせていただきますと、こちらの住民説明会につきましては、概要版に加えましてもう少し枚数を減らしましたパンフレットを用いまして、住民説明会用の資料としてはそういったものをつくっていたということだけ補足させていただきます。

○永澤会長 ほかに。

○渡辺委員 すみません、先ほどのコメントに関連してなんですけど、温浴施設等をつくるとして、そちらのほうは評価に入れていないという話でした。そうしますと、さっき評価の期間として3つの段階に分けるとおっしゃってしまっていて、第3段階のところというのは、新サーマルエネルギーセンターの稼働のみと別紙1に書いてありますが、これは、本当に新サーマルエネルギーセンターのみのことであって、余熱体験施設とかマテリアルリサイクル推進施設のほうの供用というのは含めていないことになるんですか。

○堀内課長 すみません、表現足らずで大変恐縮です。新サーマルエネルギーセンターが一番大きな施設でありますのでそのように記載させていただいておりますが、マテリアルリサイクル推進施設、余熱体験施設についても、同じ時期に供用開始でございます。評価の対象としても基本的に全ての評価の対象の中で、③につきましては新サーマルとマテリアルリサイクル推進と余熱体験施設が入った状況です。②についても同じような状況で、既存施設の解体があるということでございます。

○渡辺委員 では、その新しい施設の稼働というのはこの新サーマルエネルギーセンターとその附属施設の両方をきちんと含めていると解釈してよろしいですね。

○堀内課長 そうでございます。新サーマルエネルギーセンター整備事業そのものが3つの施設を一体で建設するもので、それに伴って、既存施設の解体があります。表現が曖昧で大変恐縮ですけれども、全て評価の対象とさせていただいており、新施設の供用というのは全て一体です。

○永澤会長 そうしますと、例えば図の中で新サーマルエネルギーセンターと書いてあるのは、発電施設とマテリアルリサイクル施設と余熱体験施設の総合したものという解釈でよろしいですか。

○堀内課長 そうでございます。

○岩崎委員 ちょっとそこで今あれなんですけれども、この発電したものはどのように使われるのでしょうか。

○堀内課長 現在1万キロワットを目指すということで、そのうち、まず余熱体験施設も含めて施設で消費いたしまして、その残りを電力会社に売電する予定にしております。

○岩崎委員 わかりました。ありがとうございます。

○永澤会長 ほかにご質問、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日いろいろご意見、ご質問出していただいた結果を踏まえて、委員の先生方か

らいただいたご意見を委員会の意見につけ加える格好にしまして、審議会全体としての答申をまとめたいと思います。今のご意見を勘案していただいて、事務局のほうに取りまとめをまずお願いして、それを委員の先生方に一度見ていただいて、最終的に私のほうで判断したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、最後に、事務局から何かございませんか。

○金井課長補佐 それでは、事務局から3点ほど申し上げたいと思います。

まず1点目でございますが、本日の議事録及び答申案の確認についてご連絡申し上げます。

本日の議事録は市のホームページに掲載いたしますので、その前に、委員の皆様にご電子メールでお送りし、内容をご確認いただきたいと思います。

また、今回ご欠席された委員の皆様を含めて、答申の案もあわせてお送りしますので、ご意見等をいただき、永澤会長の最終判断をいただいて確定したいと思いますので、よろしく願いいたします。

2点目につきましては、市長意見についてでございます。

市長意見は、審議会答申をもとに書面で作成いたします。資料2にありましたように、市長意見の期限は3月10日までとなっておりますので、事業者のほうに送付いたしましたら、その内容につきましても後日委員の皆様にご報告申し上げます。

それから、3点目につきましては、この事業とは別の事業の連絡事項なんですけど、さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業に関する環境影響評価の評価書の送付についてでございます。1月28日にこちらの事業の評価書の縦覧が終わりましたので、昨日2月4日付になりますが、委員の皆様はこちらの評価書と、それからちょっと大変遅くなって申しわけなかったんですけど、さいたま市環境影響評価技術指針、その手引書、そちらも委員の皆様にご送付させていただいておりますので、きょうかもしくはあしたぐらいには届くかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○永澤会長 今の点について何か。

それでは、これをもちまして議事を終了いたします。

○木幡委員 議事録は要らないですけれども、全くのコメントなんですけれども、こういう環境影響評価というどうしても守りの姿勢で、悪いことはしませんよというだけなんですけれども、もう少し、これだけの施設をつくるのだから、積極的な環境配慮みたいのがあってもいい

のかなと思うんですね。例えば、よく言われるのは屋上緑化みたいなものとか、ここでつくる熱を利用するだけではない、ほかの太陽光の利用とか、あるいは皆さんに開放できるような空間があれば、テニスコートみたいなものを用意するとか、そういった積極的にもうちょっと環境に配慮するようなものもあってもいいのかなと思ったので、これはこの議論と全然違うんですが、次の段階で準備書をつくる時に少し考えていただければなと思います。

○新井課長 ありがとうございます。

本日は長時間にわたりまして慎重にまた丁寧なご審議をいただきまして、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、第19回さいたま市環境影響評価技術審議会を終了させていただきます。
ありがとうございました。

午後4時05分 閉会